

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年一月十八日から適用する。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一 削除</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>九 削除</p> <p>十〇十四 (略)</p> <p>十五 遺伝子パネル検査結果等に基づく分子標的治療 悪性腫瘍 (従来の治療法に抵抗性を有するものであって、三十歳未満の患者に係るものに限る。)</p>	<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一 パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS-1内服併用療法 腹膜播種又は進行性胃がん(腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。)</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>九 ダブラフェニブ経口投与及びトラメチニブ経口投与の併用療法 神経膠腫(BRAF遺伝子変異を有するものであって、一歳以上十五歳未満及び体重二十六キログラム未満の患者に係るものに限る。)</p> <p>十〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p>